

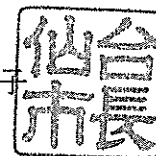
R5 健保医第 2288 号

令和 6 年 2 月 9 日

宮城県知事

村井 嘉浩 様

仙台市長 郡 和子



宮城県の4病院再編案に係る協議の要請について

貴県が進めようとしている、仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合について、1月16日に国の重点支援区域に選定されたところですが、その際、厚生労働省から「仙台市をはじめとする関係自治体や地域住民に丁寧に説明を行い、理解を得ること」などの条件が付されました。

これまで本市からは、再編案に関する説明や情報開示を繰り返し求めてまいりました。加えてこの間、患者や地域住民等から多くの疑問や反対の声が見られます。しかしながら、これらに対する十分な説明等がなされないまま基本合意を締結するという進め方は、丁寧さを欠いていると考えます。

こうした状況を踏まえ、今般、国から前例のない条件が付された重みを、県として十分に受け止めて頂く必要があるものと考えております。

以上のことから、本市として、再編に係る課題を改めて明確化するとともに、それらへの対応等について、県市間で協議することを要請いたします。

なお、国からの条件の趣旨に鑑みれば、東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築案につきましても、基本合意前に、地域住民や関係自治体への丁寧な説明を行い、理解を得るというプロセスを踏むことが当然必要になると考えますので、申し添えます。

○ 要請内容

別添のとおり

担当：仙台市健康福祉局医療政策課

電話：022-214-8208

宮城県の4病院再編案に係る協議について

1 趣旨・目的

4 病院再編案に関しては、まずは地域住民の理解が重要であり、その上で本市として、これまで示してきた懸念、課題等への説明や対応について、合理性、妥当性等の観点から、その内容が適切なものであるか判断していく必要があると認識している。

そのため、再編に係る課題等を改めて明確化するとともに、それらへの対応等について、県市間での協議を行う。

2 協議の枠組み(案)

- 宮城県保健福祉部と本市健康福祉局が中心となって協議を行う。
- 資料を用いての会議形式で行うこととし、議題・テーマを設定した上で、具体的な協議を行う。
- 議題に応じ、県市双方の担当部門(例:消防部門、精神保健福祉部門)が加わるとともに、医療関係者など外部の有識者からの意見聴取などの必要がある際には、オブザーバーとして参加頂くなど、適宜対応するものとする。
- 協議の回数、終了の時期などは、県市間での調整により柔軟に対応する。

3 協議項目(案)

(1) 仙台医療圏における政策医療への影響について

①救急医療

- 救急医療の現状と需要見通し
- シミュレーションによる救急医療体制への影響(仙台市内ほか、名取市、富谷市周辺等)
- 上記を踏まえた救急医療体制のあり方

②周産期医療

- 総合・地域周産期母子医療センター機能への影響
- 産科セミオープンシステムを含む産科医療提供体制への影響

③がん医療

- がん医療提供体制への影響

④精神医療

- 精神医療体制の現状認識
- 措置入院など、本市精神保健医療福祉体制への影響
- 精神科救急医療体制への影響
- 身体合併症患者の受け入れ体制への影響

⑤その他

(2) 市内病院が移転した場合の現病院周辺地域への影響について

- 県の認識や対応状況の確認
- 通院患者等の現状と影響分析

(3) その他